

徳島県告示第三百八十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、令和七年徳島県告示第三百七号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定する件）により指定した同項に規定する形質変更時要届出区域の全部について同条第一項の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域  
阿南市上中町岡四九一番一 の一部（次の図のとおり）
  - 二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物
  - 三 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染状況調査の追完による基準適合の確認
- （「次の図」は、省略し、その図面を徳島県生活環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）